



要領第 5 の 2(2)

令和 7 年 2 月 15 日

(派遣元事業所名)
株式会社〇〇 御中

(派遣先事業所名)
△△株式会社 北海道支店

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知について

労働者派遣法第 40 条の 2 第 7 項に基づき、下記のとおり、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を通知します。

記

- 1 派遣労働者の就業予定の事業所名
△△株式会社 北海道支店
札幌市中央区××-××

- 2 上記事業所の延長後の抵触日
令和 10 年 4 月 1 日

派遣受入期間の延長、意見聴取手続きについて
派遣先は、派遣先の事業所等について、派遣元から 3 年を超える期間継続して労働者派遣を受入れようとするときは、当該派遣先事業所単位の期間制限の抵触日の一箇月前の日までの間に意見聴取手続きを行うことにより、3 年以内の期間であれば、派遣可能期間を延長することができます。
また、意見聴取した内容は、延長しようとする派遣可能期間の終了後 3 年間保存が必要です。